

## レッスン7

# 就業規則・準就業規則

1

【就業規則】→最新の就業規則！（古い就業規則はトラブルの元！！）

常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署に届出なければならない。（変更した場合も同様）

⇒作成・変更の際、労働者代表等の意見を聴き、届け出の際、意見書を添付する。

就業規則⇒従業員に周知させなければならない！（労働基準法）

（10人未満の場合）も→準就業規則をつくりましょう！

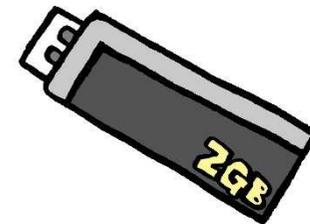
就業規則・準就業規則を業績アップのツールに！！

## レッスン7-2 就業規則・絶対的 necessary 記載事項

2

### 【絶対的 necessary 記載事項】

- ①始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合には就業時転換に関する事項
- ②賃金(臨時の賃金等を除く。以下この号において同じ。)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- ③退職に関する事項(解雇の事由を含む。)



## レッスン7ー3 就業規則・相対的 necessary 記載事項

3

- ③の2 退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
- ④臨時の賃金等(退職手当を除く。)及び最低賃金額の定めをする場合においては、これに関する事項
- ⑤労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項
- ⑥安全及び衛生に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- ⑦職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- ⑧災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- ⑨表彰及び制裁の定めをする場合においては、その種類及び程度に関する事項
- ⑩前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項